

新たな県民運動 取組方針 報告書

平成27年12月

次期県民運動検討委員会

目 次

1 はじめに	1
2 新たな県民運動の基本的な考え方	2
3 テーマ検討の背景について	3
4 テーマと目指すべき方向性	4
5 新たな県民運動の展開イメージ	5
6 名称	6
7 実施期間	6
8 推進体制	7
9 おわりに	8

参考資料

I 「チャレンジふくしま県民運動」イメージ図	9
II 開催記録	10
III 次期県民運動検討委員会設置要綱	11
IV 委員名簿	12

1 はじめに

東日本大震災から5年が経過するにあたり、生まれ変わっていく新しい「ふくしま」を次世代に引き継いでいくには、私たち福島県民が新たに一歩前へ進みだし、私たち県民一人一人が心を合わせて取り組む県民運動が必要であると考えます。

そのため、各分野の有識者などで構成される、「次期県民運動検討委員会」において、新しい「ふくしま」のために、新たな県民運動は、どのような取組が相応しいか検討を重ねてきました。

本報告書は、今後の県民運動の指針となることを目的に、本委員会において検討したものです。

2 新たな県民運動の基本的な考え方

本委員会は、以下の考え方を基本として、新たな県民運動の取組方針を検討しました。

■福島復興に繋がるものである

本県の復興を一層進めていくにあたり、県民の皆さん一人一人が力を合わせて、県全体で取り組むことができ、県民の皆さんが明るい気持ちになることができるものが必要であると考えます。

■子どもからお年寄りまで、誰もが参加できる

県民の皆さんが心を合わせて取り組む県民運動であることから、子どもからお年寄りまで、障がいのあるなしにかかわらず、自分のこととして、身近に取り組めるものが望ましいと考えます。

■わかりやすく、楽しく、取り組みやすい

誰もが理解しやすく、楽しく、簡単に取り組み、実感出来ることが、多くの県民の皆さんに参加していただくうえで、重要なことであると考えます。

3 テーマ検討の背景について

本県は、東日本大震災や原子力災害により、風評被害や未だ多くの県民の皆さんが県内外で避難生活を続けているなど、様々な影響を受けています。

その中でも、県民の生活に密接した身近な課題として、屋外での遊びなど体を動かす機会が少なくなったことにより、子どもの肥満傾向が高まっていることや、避難生活の長期化による運動不足などにより、大人のメタボリック症候群が増加していることなど健康課題が顕著になっています。

さらに、避難生活の長期化に伴うストレスの増大など、県民の皆さんの心身の健康状態への影響が懸念されています。

また、食べることは、健康的に生活していくうえで欠かせないことであり、近年、「食」に対する関心は高まっています。

しっかりとした「食」に関する知識と習慣を身につけることは、非常に重要なことと言えます。

一方、野球やサッカーなど地域プロスポーツチームの活躍や平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催の決定などにより、スポーツなどに対する注目が高まっています。

県全体で復興を進めていくには、県民の皆さん自身が元気に健康であり、笑顔でいることは、非常に重要なことであると考えます。

また、健康課題は、震災前から指摘されていた点もありますが、震災以降、顕著になっていることから、これを契機に震災前よりも健康で元気な「ふくしま」となっていくために、新たにチャレンジしていく県民運動のテーマとして、「運動」や「食」を通した「健康」が相応しいとしたところです。

4 テーマと目指すべき方向性

(1) テーマ

健康ふくしま みんなで実践！

健康へ向けた取組は、子どもからお年寄りまで誰もが参加することができ、誰もが理解しやすく、簡単に取り組み、実感することができるものであること、また、健康へ向けた取組を県民の皆さん一人一人（個人だけでなく、企業や各種団体など）が実践し、「人も地域も笑顔で元気」なふくしまを実現していくことが、現在の福島県に求められているという考えから、テーマを『健康ふくしま みんなで実践！』としたところです。

(2) 目指すべき方向性

人も地域も笑顔で元気

本委員会としては、県民の皆さんが心身ともに「健康」になる取組を実践することで、皆さんが笑顔で元気になり、また、一人一人の取組だけでなく、その取組を通して、地域も「笑顔で元気」（賑やか）になっていくことが、新たな県民運動の目指すべき方向性であると考えます。

5 新たな県民運動の展開イメージ

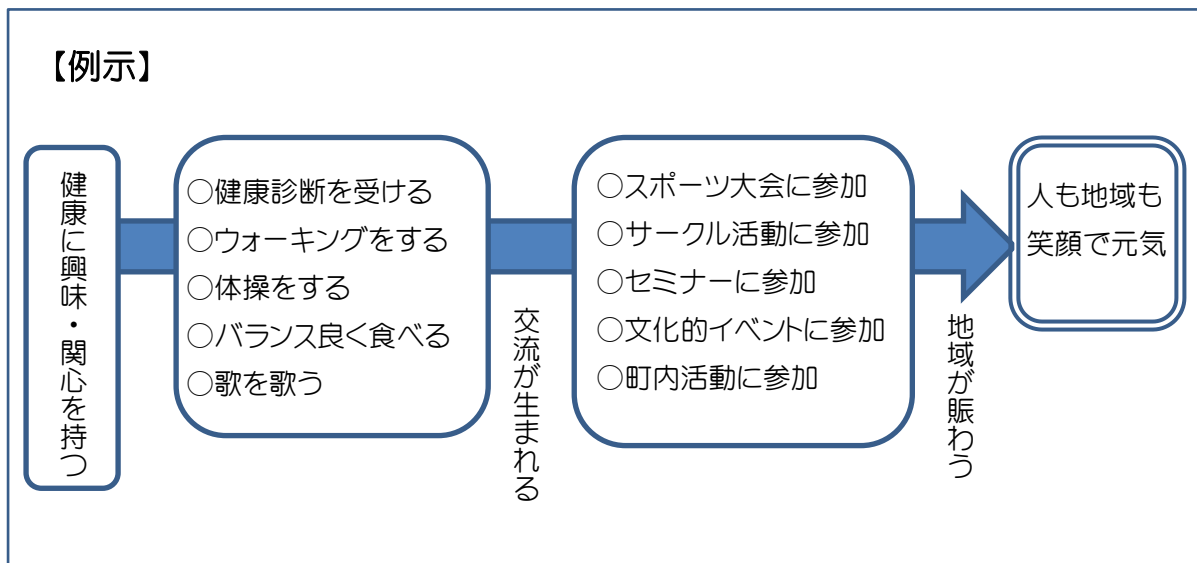
新たな県民運動として次のような展開を想定しています。

まず、健康に興味・関心を持って一歩踏み出し、例えば、ウォーキングや体操など、健康的な取組を実施します。それを継続することにより、体を動かすことの楽しさや喜びを感じ、一人だけではなく家族や友人などと一緒に、みんなを取り組むようになり、または、スポーツ大会やイベントなどに参加するようになります。

これにより、地域が盛り上がり、交流が拡大し「ふくしま」が賑わうとともに、県民の皆さんの心も体も健康になっていくことにつながる県民運動です。

これは一つの例ですが、県民の皆さん一人一人が健康を気づかい、健康へ向けた様々な取組を身近なところから実践していくことにより、人も地域も笑顔で元気になっていく県民運動を展開していくものです。

《展開イメージ図》



6 名 称

チャレンジふくしま県民運動

本県の復興に向けて、県民の皆さん一人一人(個人だけでなく、企業や各種団体など)が、未来に向かって前向きに進んでいくため、『チャレンジふくしま県民運動』を名称としました。

7 実施期間

平成28年度～平成32年度

実施期間は、5年間で一定の目安として取り組んでいきます。

なお、平成32年(2020年)には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、全国的にスポーツなどを通じた「健康」について、関心が高まっていくものと思われます。

8 推進体制

県民運動を、積極的に実践していく核となる組織体が必要であるとの考えから、推進体制を組織します。

(1) 構成

県民運動を広め、県民の皆さんが参加する機会を提供する団体を中心に構成。(県、市町村、企業、文化・スポーツ団体、その他の団体など)

(2) 役割

- ① 広報活動及び県民への活動例の提案
- ② 活動機会の提供及び活動支援
- ③ 行政や企業など多様な主体との総合的な連絡調整

9 おわりに

本検討委員会は、新たな県民運動のテーマや目指すべき方向性、取り組みなどについて、広く議論してきました。

今後、新たな県民運動の推進にあたっては、インパクトのある効果的なPRの実施や県民の皆さんが取り組みたくなるようなインセンティブなどにより、広く県民の皆さんに理解していただき、実効性のある展開がなされることを望みます。

また、企業や各種団体が、参加しやすい環境を整えることにより、これらの団体に県民運動の担い手としての活躍を期待しているところです。

さらに、継続して実践していくためには、例えば、県民の皆さんの取組の成果が、目に見えるような指標の設定が、必要であると考えます。

最後に、新たな県民運動がきっかけとなり、県民の皆さんが楽しく継続的に健康への取組を実践していくことや県・市町村・各種団体がそれぞれ連携して取組を行い、全県的な盛り上がりとなることにより、本県が震災前よりも「笑顔で元気なふくしま」となり、「ふくしま」で暮らしてよかったと思える県となることを期待しています。

-チャレンジふくしま県民運動-

テーマ 健康ふくしま みんなで実践!

- 【例示】
- 健康診断を受ける
 - ウォーキングをする
 - 体操をする
 - バランス良く食べる
 - 歌を歌う

個人や家族で

チャレンジ!
一歩踏み出
そう!

みんなで

交流が
生まれる

人も地域も
笑顔で元気

健康に興味・関心を持つ

- 【例示】
- スポーツ大会に参加
 - サークル活動に参加
 - セミナーに参加
 - 文化的イベントに参加
 - 町内活動に参加

地域が賑わう

広報活動

活動例の提案

機会の提供

活動支援

推進体制 (各団体)

WANPUG

開催記録

- 第1回 平成27年7月2日(木) 13:30-15:00
議題 (1)次期県民運動検討委員会の運営等について
(2)これまでの県民運動について
(3)次期県民運動のテーマ等について
- 第2回 平成27年8月4日(火) 13:30-15:30
議題 次期県民運動のテーマ等について
- 第3回 平成27年9月7日(月) 13:00-15:00
議題 次期県民運動(案)について
- 第4回 平成27年12月7日(月) 13:00-15:00
議題 新たな県民運動取組方針報告書(案)について

次期県民運動検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民や多様な主体の参加と連携により県民の生活をさらに活力あるものとしていくため、広く県民参画を促す次期県民運動のテーマ等について検討するため、次期県民運動検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、広く県民の意見を取り入れながら、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 次期県民運動のテーマに関する事。
- (2) 次期県民運動の推進方策に関する事。
- (3) その他次期県民運動に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する地域活動を実践する県民、学識経験者等をもって構成する。

- 2 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、平成28年3月末日までとする。

(会議)

第4条 委員会は、知事が招集する

- 2 委員会は、必要に応じ委員以外の者からの意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

委員名簿

名称	所属
あかつ しんたろう 赤津 慎太郎	公益社団法人いわき青年会議所理事長
いしい ひろし 石井 浩	福島県商工会議所連合会常任幹事
おおの まさゆき 大野 政幸	福島県農業協同組合青年連盟委員長
かとう のりお 加藤 憲郎	福島県町村会長(新地町長)
かんの あつし 菅野 篤	福島民友新聞社編集局長
さいとう ちえこ 齋藤 千恵子	公益財団法人福島県老人クラブ連合会常務理事
さいとう みさ 齋藤 美佐	特定非営利活動法人ふくしま NPO ネットワークセンタ ー常務理事
しんじょう まれこ 新城 希子	福島県文化振興審議会委員(末廣酒造株式会社専務 取締役)
たんば ふみのり 丹波 史紀	国立大学法人福島大学行政政策学類准教授
はなみ まさゆき 花見 政行	福島民報社取締役広告局長
ほんだ つとむ 本多 勉	特定非営利活動法人福島県レクリエーション協会会長
ましこ めぐみ 増子 恵美	公益財団法人福島県障がい者スポーツ協会書記
もりあい まさのり 森合 正典	公益財団法人福島県保健衛生協会副会長

※五十音順
※敬称略